

河川協力団体 全国協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「河川協力団体 全国協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、河川法に定められる「河川協力団体制度」に基づき、河川協力団体の指定を受けた、もしくは受けようとする団体による、制度の継続的かつ効果的な推進を図るため、河川管理者や関係機関、地域協議会*等との協働による諸活動を行うことを目的とする。

(目的に係る活動)

第3条 第2条の目的を達成するため、地域協議会*と連携し、以下の活動を行う。

- ① 河川協力団体制度の運用、促進に関する啓発活動
- ② 上記に関するシンポジウム等、民・官・学の意見交換会の開催
- ③ 会員間の交流活動
- ④ その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、以下の条件を備えた会員により構成する。

- ① 河川協力団体の指定を受けた団体
- ② 今後、河川協力団体の指定に応募しようとする団体で、本会会員2団体の推薦を受けた団体
- ③ その他、本会が必要と認める学識者等の個人

(入会)

第5条 本会の会員になろうとするものは、別途入会申込書を幹事会代表幹事宛てに提出し、幹事会の議決による承認を受ける。

(会費)

第6条 会費は当面、無料とする。

(除名)

第7条 会員として本会の名誉を著しく傷つけるか、本会の目的に反する行為をしたとき、および本会の規約に違反したときは、幹事会の議決を得て除名することができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- ① 総会の選任により、幹事を置く。幹事会 5名以上。
- ② 幹事のうち、幹事会の互選による議決を得て、1名を代表幹事、2名以上の副代表幹事を置く。

(会議)

第9条 本会の会議は、幹事会及び会員による総会とする。

- ① 幹事会及び総会は、代表幹事が招集する。
- ② 幹事会及び総会は、過半数の出席（書面評決含む）をもって成立する。
- ③ 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決する。
- ④ 総会の議事は、出席した会員の3分の2以上をもって決する。

（事務局）

第10条 本会に事務局を置く。事務局は、本会の運営に関する事務を処理する。

- ① 事務局は、NPO 法人全国水環境交流会とし、事務局長を置く。事務局長は1名とし、若干の事務局員を置く。
- ② 事務局長は、幹事会の推薦による。

（雑則）

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定めるものとする。

〈附則〉

1. 本会の規約は設立総会を開催した「設立日」から施行する。
2. 本会は、当面以下の発起人会を設置する。

設立発起人（順不同、平成27年2月27日現在）

特定非営利活動法人 あらかわ学会
特定非営利活動法人 天竜川ゆめ会議
新河岸川水系水環境連絡会
特定非営利活動法人 多摩川センター
認定特定非営利活動法人 直方川づくりの会
特定非営利活動法人 とどろき水辺
埼玉県河川環境団体連絡協議会
特定非営利活動法人 比企の川づくり協議会
特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス
特定非営利活動法人 水・環境ネット東北
特定非営利活動法人 五ヶ瀬川流域ネットワーク
みずとみどり研究会
ねや川水辺クラブ
川と水辺を楽しむプロジェクト
川塾「馬関」
茨城生物の会
ハサンベツ里山計画実行委員会
矢田・庄内川をきれいにする会
芥川・ひとと魚にやさしい川づくりネットワーク
特定非営利活動法人 全国水環境交流会

3. 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立当初の事業年度は、本会の成立の日から2016年3月31日までとする。
4. 本規約中にある「地域協議会*」とは、本会の目的に沿った各地域における自主的な団体を指す。